

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

July 2020



EY Taiwan JBS NEWS LETTER

今回の内容

台湾における税務調査と昨今の状況

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ 前書き

既に台湾税務当局による税務調査を経験されたり、またその結果として課税調整がされてしまった日系企業も少なくないと思います。

台湾においても日本と同様、税務当局による税務調査がありますが、日本における税務調査とは対象、対応方法等の点で大きく異なります。

今回は、台湾における税務調査の特徴、昨今の傾向として、移転価格関連の課税が比較的多く見受けられることから、台湾の移転価格税制の基本事項の整理及びBEPSの動向などにつきましてもご説明致します。

▶ 今回お伝えしたいポイント

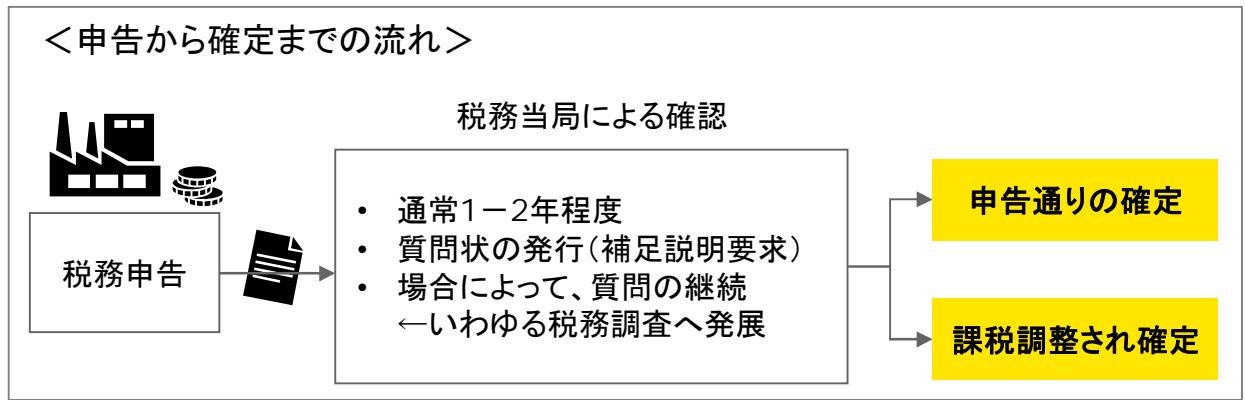
- ▶ 日本の税務調査の方法とは大きく異なる、台湾の税務調査の特徴
- ▶ 昨今の税務調査の状況
- ▶ 税務調査結果に不服がある場合の対応
- ▶ 台湾のBEPSの動向と今後について

台湾における税務調査の概要

法人所得税申告の確定までの流れ

台湾において会社や支店等の事業場所を設けている場合、基本的には決算日より5ヶ月目に法人所得税の申告を行う必要があります。課税所得が発生していれば、そのタイミングで合わせて納税を実施しますが、最終的に税額が確定するのは、税務当局より確定通知書が発行されたタイミングとなるため、通常は確定まで1~2年程度の時間を要します。

この間に、税務当局は申告書の内容を確認し、申告内容や事業の状況に疑問等があれば質問状を申告者に対して送付します。会計士が税務監査を行っている場合は会計士宛に送付されます。この質問に対する回答を踏まえて、税務当局はさらなる調査が必要か否かの判断を行い、その結果として質問が追加され税務調査に至るか、または税額の確定がなされることがあります。



税務調査の特徴

上述の通り、台湾の場合、直接税務調査官が申告者のもとに出向いて各種帳票等の実地調査を行うのではなく、質問状に対する回答や関連資料の提出、または電話やメール等での対応によって税務調査が進められることになります。また、税務当局の申告書の審査及び税務調査は、原則として単年度のみを対象に実施されます。このため、一般的に台湾において同一の会社が税務調査を受ける頻度は日本よりも多いと言われています。

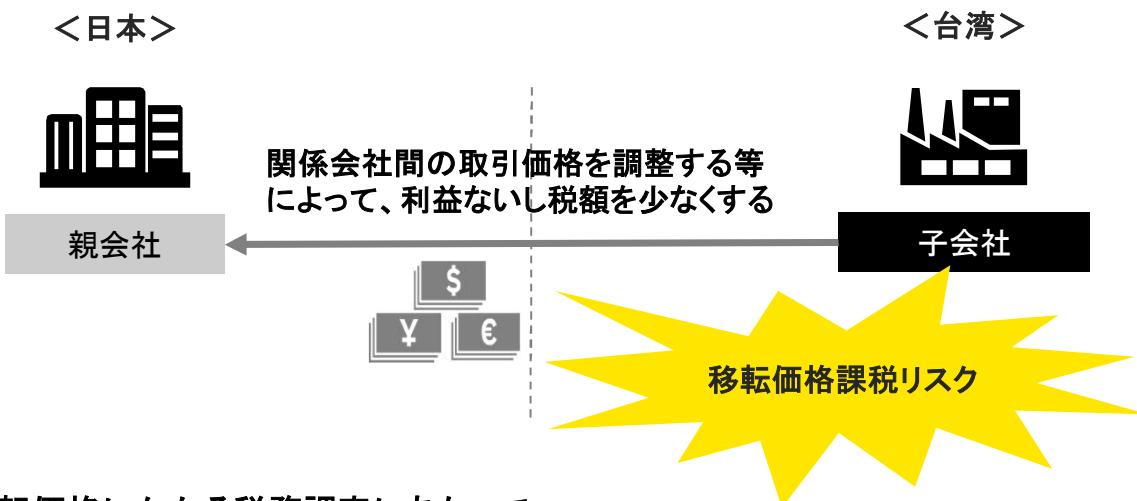
＜台湾における税務調査の特徴＞

- 確定申告書を提出後、税務当局が審査をする期間は概ね1~2年程度。
- 審査期間中は調査官から申告書に関する質問への回答や資料提出などを要求される可能性があり、これが台湾の税務調査となる。
- 質問状には、損益の状況にかかる質問、税務処理の質問、帳票・証憑の提出要求、移転価格報告書の提出など、各社ごとの状況に応じて多岐にわたる。
- 審査期間が終了すると確定通知書が発行される。
- 対象年度は、原則として単年度である。
- 会計士による税務監査を受けている場合、担当会計士が税務当局との窓口となる。
- 通常、調査官からの要求は電話または書面で行われ、実際に調査担当官が会社を訪問して直接調査を行うことは稀。

昨今の税務調査の状況

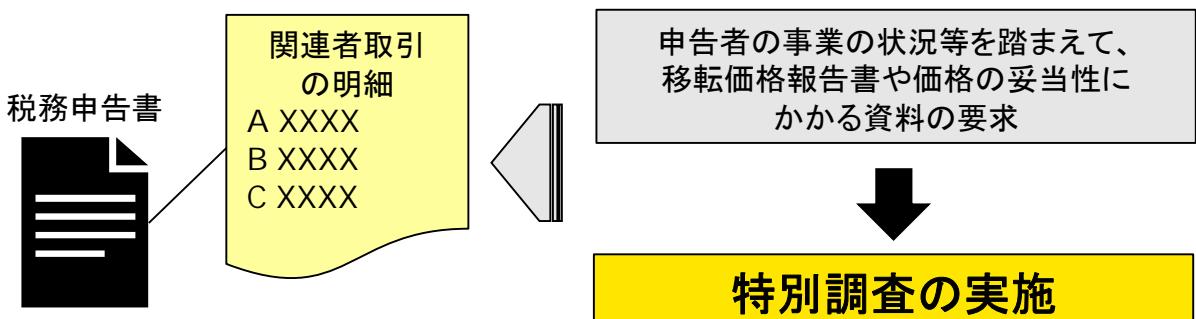
税務調査の状況

台湾における税務調査は、実地調査を実施する日本などに比べると比較的頻度が高いと言え、最終的に追加課税されるケースも少なくありません。追加課税の事由は、費用計上額の否認、収益認識金額の調整、各認識時点の調整など多岐に渡りますが、近年課税事由として目立つのは移転価格に関する事項です。移転価格とは、グローバル企業が海外の関連会社と商品やサービスを取引する際の価格を言い、このような取引を通じて所得を海外に移転することを防止するために、台湾においても移転価格税制が存在します。税務当局はこのような所得の国外への流出行為を防ぎ、所得配分が適正に行われるようになります。関連企業との取引に係る価格が「独立企業間価格」で行われたものかどうかの確認をします。台湾税務当局による移転価格に関する税務調査は、特に特別調査（「専案審査」）と呼ばれます。



移転価格にかかる税務調査にあたって

台湾の税制上、関連者との取引が一定金額を超える場合等、当該関連者との取引金額を法人所得税の税務申告書内に記載することが義務付けられています。税務当局は、申告書の審査にあたり、当該注記事項を確認した上で、独立企業間価格にて取引が実施されているかを審査するため、申告者へ移転価格報告書の提出を求めることがあります。なお、関連者取引を実施する企業は、一定金額を超える関連者取引を行っている場合は移転価格報告書を、また、それ以外の場合もこれに準じる書類（代替文書等）を準備することが義務付けられています。



税務調査結果に不服がある場合の対応

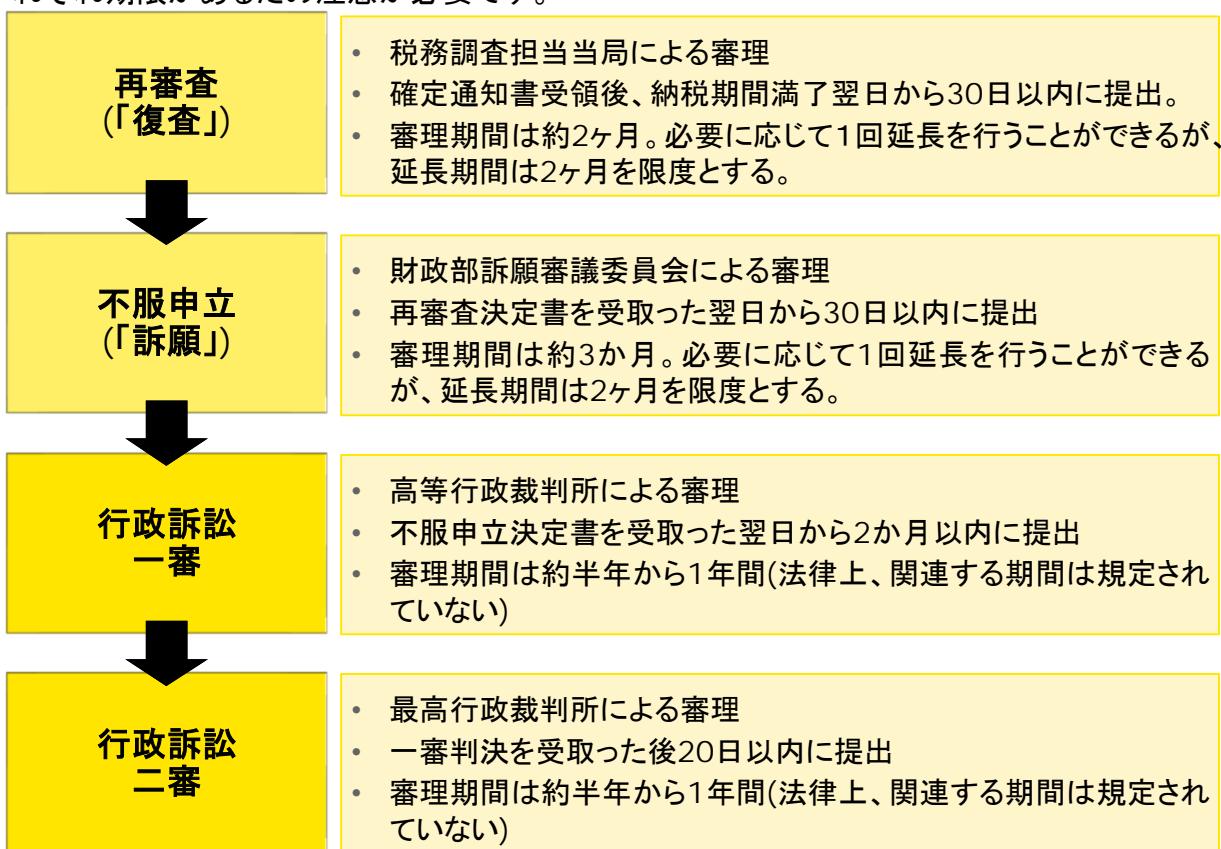
税務調査の訴求可能期間と対象

法人所得税の場合、前述の通り、通常、確定申告をした当該単年度に対して調査が実施されますが、過年度の申告内容に対する疑義、または他の税目について疑義が生じた場合等、税務当局は、各租税内容や状況に応じて、以下の期間であれば税務調査を要求することができるとされています。

状況	訴求可能な調査期間
納税義務者が申告すべき税金について、規定の期間内に申告納税され、かつ、意図的に脱税をしていないもの	申告日より起算して5年
印紙税	収入印紙を貼付すべき日より起算して5年
税務当局が税籍台帳や税務調査において入手した資料によって確定した課税額	納付期日の翌日より起算して5年
納税義務者が申告すべき税金について、規定の期間内に申告納税されておらず、または、意図的に脱税されたもの	申告期日の翌日より起算して7年

税務調査結果に不服がある場合の対応

税務調査の結果、確定通知書の税額や処分内容に不服がある場合、所定の様式に従って再調査の申請を行うことができます。但し、必ずしも確定結果は覆るものではないことや、それぞれ期限があるため注意が必要です。



台湾のBEPSの動向と今後について

BEPSとは

BEPSとは、Base Erosion and Profit Shifting(「税源浸食と利益移転」)の略称であり、「国際的な二重課税の廃止」と「国際的脱税の防止」のため、経済協力開発機構(OECD)が主導し、加盟国などによる協調と提携に基づく統一的な国際課税ルールです。全部で15の行動計画からなり隨時発効されています。

台湾は、OECDには加盟していないものの、このBEPSの導入に合わせて税制を改正し対応を図っています。BEPSのうち、特に移転価格に関するものは行動計画13の移転価格にかかる文書化の要求となります。具体的には、これまでの移転価格報告書(ローカルファイル)のみならず、一定要件を充たすグローバル企業の親会社は、加えてマスターファイル、及び国別報告書(CbCR = Country by Country Reporting)を作成する必要があり、これを台湾当局にも提出することになります。

マスターファイル及び国別報告書の概要、及び提出基準及び方法等は以下の通りです。

	マスターファイル	国別報告書(CbCR)
主な内容	組織構成、運営状況、資金融資、無形資産、財務と税務の情報 等	1. 各国または地域での収入、税引前損益、納付済法人税、登記資本金、利益剰余金、従業員数、及び有形資産 2. 多国籍企業グループの居住地または設立国(又は地区)及びその主要活動状況 等
提出義務者	多国籍企業グループの構成会社であるもの	多国籍企業グループの最終親会社が居住地国に国別報告書を提出していて、当該国または地域は中華民国との間に国別報告書の情報交換協定を締結しているが、税務当局が関連の協定に基づいて国別報告書を取得できない場合の当該グループ会社 等
セーフハーバー	多国籍企業グループの会社単体にて、年間ににおける営業収益純額及び非営業収益が合計 新台幣30億元 未満、または全年度におけるクロスボーダー関連者取引総額が 新台幣15億元 未満の場合	1. 多国籍企業グループの前一年度の連結収益総額が 新台幣270億元 未満の場合 2. 多国籍企業グループの会社単体にて、年間ににおける営業収益純額及び非営業収益が合計 新台幣30億元 未満、または全年度におけるクロスボーダー関連者取引総額が 新台幣15億元 未満の場合※
提出期限	確定申告時までに準備し、決算期終了後一年以内に提出する	決算期終了後一年以内に提出する。 但し、日台間では 情報交換規定が有効化 されているため、 直接台湾当局への提出は不要 。
報告言語	中文が原則。英文で作成した場合も徵税機關より中文による提出の通知書が届くことがある。	中文英文併記

今後の税務調査に与える影響

一定要件を充たすグローバル企業については、上記書類によって、台湾税務当局がグループ各国の利益状況、課税状況を把握することが可能となりました。このため、今後は、ますます移転価格にかかる税務調査が強化されることが見込まれます。このことからも、移転価格にかかる対策を早めに実施することが望まれます。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は
お付き合いをさせて頂いており
ますEY担当にご連絡を頂くか、
または以下のいずれかの関連
サービス専門担当までご連絡
をください。

企業税務サービス

蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 # 88873

Anna.Tsai@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師

07 238 0011 # 88990

Ben.Wu@tw.ey.com

移転価格サービス

林宜賢 執業會計師

02 2757 8888 # 88870

Yishian.Lin@tw.ey.com

王建智 経理

02 2757 8888 # 67144

Rath.Wang@tw.ey.com

JBS

山崎隆浩 副総経理

02 2757 8888 # 88880

Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com

橋本純也 協理

02 2757 8888 # 66458

Junya.Hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理

02 2757 8888 # 66525

Masato.Horii@tw.ey.com

EY 安永

Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/taiwanをご覧ください。

© 2020 Ernst & Young
All Rights Reserved.

APAC No. 14005315
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/taiwan



EY 安永

Building a better
working world